

公益財団法人 九州経済調査協会
倫理規程

(組織の使命及び社会的責任)

第1条 この法人は、その設立目的に従い、広く公益実現に貢献すべき重大な責務を負っていることを十分認識し、事業運営に当たらなければならない。

(社会的信用の維持)

第2条 この法人は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

(基本的人権の尊重)

第3条 この法人は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為はしてはならない。

(法令等の遵守)

第4条 この法人は、関連法令及び当財団の定款、倫理規程その他の規程・内規等を厳格に遵守し、社会的規範にもとることなく、適正に事業を運営しなければならない。

(反社会的勢力の排除)

第5条 役職員は、暴力団等の反社会的勢力と関係を持つことがあってはならない。

(私的利益追求の禁止)

第6条 役職員は、その職務や地位を私的な利益の追求のために利用することがあってはならない。

(利益相反の防止及び開示)

第7条 役職員は、その職務の執行に際し、この法人との利益相反が生じる可能性がある場合には、直ちにその事実の開示、その他この法人が定める所定の手続きに従わなければならない。

(特別の利益を与える行為の禁止)

第8条 役職員は、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄付その他の特別の利益を与える行為を行ってはならない。

(情報開示及び説明責任)

第9条 この法人は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報の保護)

第10条 この法人は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。